

## 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

### 記

#### 1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）

行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

#### 2 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査室

日 時：令和5年2月28日（火）

#### 3 監査実施期間及び現地調査箇所

##### （1）監査実施期間

令和5年1月16日から令和5年2月28日まで

##### （2）現地調査箇所

地方卸売市場、営農サポートセンター、土木事務所管理課、土木事務所建設課

#### 4 監査の概要

##### （1）対象部局及び所属

農林水産部

- ・農村整備課
- ・地方卸売市場
- ・営農サポートセンター

建設部

- ・建設政策課
- ・道路整備課
- ・土木事務所管理課
- ・土木事務所建設課

##### （2）対象期間

令和3年度

##### （3）対象事務

上記期間における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務の執行を対象とした。

なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とした。

#### (4) 監査の着眼点

共通監査項目として以下の次の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- ア 現金の収納事務について
- イ 歳入の執行事務について
- ウ 委託・工事契約関係事務について
- エ 負担金・補助金・交付金の支出について
- オ 財産の管理事務について
- カ 各課の所管する重要かつ特徴的な事務について
- キ 前回監査等での指摘・意見に対する措置状況等について

#### 5 監査の主な実施内容

監査対象となる部局の事務事業の中から、財務的及び行政的観点に基づき、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め、監査を実施した。

また、必要に応じて現地調査を行った。

#### 6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、次のとおり改善を要するものを指摘事項とした。

##### (1) 農林水産部 農村整備課

ア 農業集落汚水処理施設使用料の延滞金について、額の算定など徴収に係る手続が行われていなかったため、改善を図らねばならない。

##### (2) 農林水産部 地方卸売市場

ア 現地確認の結果、富山市学校給食会が使用する事務所及び倉庫に係る行政財産の使用許可について、令和5年2月1日以降、使用許可の手続きをせずに継続的に使用させていたため、改善を図らねばならない。

イ 備品台帳及び物品現在高調書等において、次の誤りが見受けられたため、改善を図らねばならない。

(ア) 令和3年度に購入したフォークリフト装着用台車について、備品台帳が作成されていなかった。

(イ) 年度末における備品の現在高等については、備品台帳等の記載内容と現物について棚卸し作業により確認し物品現在高調書を作成すべきところ、それらの作業がされておらず、現物と備品台帳及び物品現在高調書の記載が不一致となっているものが複数あった。

(ウ) 取得価格が2万円未満であるなど消耗品とされる物品について、備品台帳

から削除されていないものが複数あった。

(3) 農林水産部 営農サポートセンター

ア 領収した農産物売払収入について、即日又は翌日までに指定金融機関等へ払い込まれていないものが複数見受けられたので、改善を図られたい。

イ 農産物売払収入に係る領収書について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。

(ア) 数字を訂正しているものがあった。

(イ) 記載事項の訂正箇所に作成者の押印のないものが複数あった。

(ウ) 領収金額の欄に金額の記載のないものがあった。

ウ 営農サポートセンターの会議室の使用について、富山市営農サポートセンター条例施行規則では、施設の使用を承認したときは、富山市営農サポートセンター使用承認書を交付するものとしてされているが、富山市が使用する場合、使用承認書を交付していなかったため、改善を図られたい。

エ 施設の利用者に交付する富山市営農サポートセンター使用承認書について、公印が押印されていなかったため、改善を図られたい。

オ 代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内に行わなければならないとされているところ、勤務することを命じた休日の前に代休日を指定しているものが複数見受けられたため、改善を図られたい。

(4) 建設部 建設政策課

ア 人事給与システムへの入力誤りにより、超過勤務手当が過小支給となっているものが見受けられたため、改善を図られたい。

(5) 建設部 道路整備課

ア 行政財産の使用許可の更新申請について、使用しようとする日の1週間前までに富山市行政財産使用許可(更新)申請書の提出がされていないものが見受けられたため、改善を図られたい。

(6) 建設部 土木事務所管理課

ア 行政財産の使用の許可申請について、使用しようとする日の1週間前までに富山市行政財産使用許可申請書の提出がされていないものが複数見受けられたため、改善を図られたい。

(7) 建設部 土木事務所建設課

ア 領収した市営住宅使用料について、金銭管理簿に記載していなかったため、改善を図られたい。

イ 人事給与システムへの入力誤りにより、超過勤務手当が過小支給となってい

るものが見受けられたので、改善を図りたい。